

第3節 自然とのふれあい

1 基本的考え方

自然とのふれあいは、国立公園に出かけて自然の大風景に感動したり、身近な自然に接して安らぎを覚えたり、自然の仕組みを知り守ろうとしたりする、自然の恵みを享受する様々な活動としてとらえられます。概観しただけでも「野外レクリエーション・観光」「保健休養」「日常生活」「ボランティア活動」「環境教育・環境学習」といった多様な側面があります。

自然との直接的なふれあいによって、自然に対する関心が生まれ、自然を理解しようとし、自然について考える力が養われます。かつての伝統的な農山村社会では、日常生活そのものが自然とのふれあいであり、日本人は、人間も自然（生態系）の一部であるとの認識を自然に有していました。しかし、都市化・工業化の進行に伴って人と自然との関係は希薄化し、自然との接触の機会が少なくなり、特に若い世代を中心に自然との付き合い方を知らない人達が増えています。このような中で、自然とふれあう機会を増やすことにより、私たちは、人が自然生態系の構成要素の一つであることを認識し、自然との共生への理解を深めることが可能となります。

余暇時間の増大、少子高齢化、国民参加型社会の到来に伴い、自然とのふれあいを求める国民のニーズは高まっています。平成13年度実施の「自然の保護と利用に関する世論調査」によれば、今よりももっと自然とふれあう機会を増やしたいと思うと答えた人が回答者の7割を超えています。自然とのふれあいには、人間性を回復し、子どもたちの健全な育成を支える効用も期待されています。

さらに、自然とのふれあいにより感性を培い、自然への科学的認識を深めることによって、複雑多様化する環境問題に対して的確な認識や行動を引き出すことが期待されます。自然とのふれあいは、いわば「自然を感じ、自然を思いやる人づくり、さらには行動する人づくり」の基礎となるのです。

このため、様々な自然とのふれあいの場の確保や機会の提供を図るなど、各種施策を推進する必要があります。

また、人と自然とのふれあいは、自然環境への負荷を誘発する可能性があることに留意することが必要です。例えば、北海道の湿原において、湿原の自然とのふれあいを求めて、カヌーに乗って湿原の中に奥深く入り込むことにより、そこに生息するタンチョウの繁殖に悪影響を及ぼす事態が危惧されています。自然とのふれあいの活動は自然環境の持続可能な利用の範囲内で行われることを前提にしなければなりません。その上で、できる限り自然そのものとふれあうことを基本とし、活動の舞台となる多様な自然の特性を理解した上で、施設や活動の計画段階から整備や実施段階に至るまで、生物多様性の保全に対する慎重な配慮が必要です。

自然とのふれあいに際しては、豪雨、豪雪、落雷など急激な気象の変化や、これに起因する自然災害、有毒な火山ガスの発生、危険な生きものとの遭遇など、本来、自然の中に潜在する危険性を十分認識することが必要です。これらは、自然の美し

さ、不思議さ、恵みとは裏腹の関係にあります。また、一般に、自然の奥深くへ踏み込んでいく場合ほど、危険性を事前に察知し回避するための自然環境に関する知見、的確な判断力、高度な技能が必要です。これらを自ら養い、自己責任を基本とする自然とのふれあいの心得を持つ必要があります。

近年、エコツーリズムなど新しい考え方に基づく自然とのふれあいの形が注目されています。エコツーリズムは、地域固有の自然や文化とふれあい、これらの理解を深めること、これらの地域資源の持続的な利用により、適切に自然環境を保全していくこと、それらを通じて地域経済の活性化や地域づくりに資すること、の相補的な3つの目標を掲げ、自然との共生をめざすものといわれています。具体的には、地域の自然や文化に精通した人材から案内や助言を受けるなどして、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の自然や文化と直接的にふれあい、これに対する理解を深められるような自然体験型の旅行（いわゆるエコツアー）や余暇活動の実践を通じて、その達成を目指しています。既に、沖縄の西表島や小笠原諸島などでは、エコツーリズム実施上のルール作りやガイド育成のための研修会の開催など、関係者による様々な取組が始まっています。このような活動は、より本物の自然、地域固有の自然を求める国民志向に符合し、地域独自の自然や文化といった個性を活かし、それらの保全に配慮した持続可能な利用をめざす自然とのふれあいの形態の一つとしてとらえられます。しかし、一方で、観光地への旅行は、いわゆる団体旅行など大量の観光客を受け入れる通過型観光と呼ばれるようなマス・ツーリズムが依然としてその主流を占めており、自然環境の豊かな自然公園等においても、このような利用形態が数多く見られます。このような観光は、自然への理解の深化や自然環境の保全の観点から問題が指摘されるケースもありますが、自然とのふれあいの一つの形態であるという現状を認識した上で、現状の利用実態と利用における課題など地域の特性を踏まえたきめ細かな施策の推進が必要です。

また、本来、自然との共生を目指しているエコツアーにおいても、自然環境の保全への配慮が不十分な事例も指摘されており、持続可能な利用手法の開発に関する調査研究やエコツーリズムに関する普及啓発などの取組を進める必要があります。特に、沖縄県地域を対象とした新たな沖縄振興特別措置法においては、エコツーリズムを推進する事業者間での自然環境の保全に配慮した自主的なルール作りを促し、沖縄県によるその認定、公表を通じて適正なエコツーリズムを推進する新たな制度を設けて、支援を行っていきます。

自然とのふれあいに係る施策の推進に当たっては、上記のことを基本認識とするとともに、特に次の点に留意し、地域における自然環境や社会環境の特性に応じて行う必要があります。

人材の育成・確保

利用者の自然に対する関心、理解の程度と利用者のニーズに応じて、適切な活動の内容、方法、手順等を見出し、その企画、調整、実践等の各段階において必要な役割を担う人材の育成・確保に努めることが必要です。

活動プログラムの整備と機会の提供

国民の多様なニーズに応じて、多彩な自然とのふれあい体験を様々な場面で提

供できるよう、自然体験の活動プログラムを提供するための拠点の整備を図りつつ、各地域の自然的・社会的特性を活かした活動プログラムの整備と提供を進める必要があります。

ふれあいの場の確保・整備

自然とのふれあいにふさわしい自然環境について、各種開発行為の規制を行うことなどにより保全するとともに、土地所有者やNPO等による保全のための協力を得られるよう施策を講じることにより、自然とのふれあいの場の確保に努める必要があります。また、すぐれた自然を有する地域や身近な自然環境が残る地域において、自然に学び、自然を体験することができるよう、適切な施設の整備が必要です。

情報提供と連携

様々な自然とのふれあいの場やイベント等に関する情報について、インターネットなどを通じて、より一層幅広く提供し、自然とのふれあいを求める人々と、自然とのふれあいの機会を提供する施設や団体・人材とのネットワークを構築することが必要です。

2 自然とのふれあいのための具体的施策

以上の基本的考え方を踏まえて、次のような具体的施策を展開します。

(1) 自然公園等

国立・国定公園や都道府県立自然公園など、豊かな自然環境を有する地域は、現存するわが国本来の原生的な自然環境の中において、自然に抱かれ、癒され、感銘を受け、自然の仕組みを理解する、自然とのふれあいの場として最適です。

なお、原生的な自然環境や脆弱な自然地域では保全を優先することとし、一部利用や利用のための施設整備を行う場合には、自然環境に悪影響を与えないようにすることを基本とします。

ア 人材の育成・活動プログラムの整備と機会の提供

国立公園・国定公園においては、自然解説指導者の研修（毎年度約100名の受講）や、全国で約3,000名を数える自然公園指導員の委嘱、国立公園の各地で現在約2,000名が活躍している国立公園パークボランティアの養成などの事業を実施し、民間団体やボランティア団体との連携も図りつつ、自然とのふれあいをサポートする人材を育成・確保します。

国立公園のすぐれた自然環境の中で、自然を体験し、楽しみながら学習できる滞在型の拠点施設である「ふれあい自然塾」において、自然との接触の機会が少なく、自然との付き合い方を知らない人達が、野外活動における基本技術などを楽しく学べるような様々な活動プログラムを提供しています。

また、国立公園以外の地域においては、里地里山などの地域の自然を活かした自

然体験や生活体験を通じて、自然とふれあい、学習する活動プログラムを提供する拠点施設の整備や運営についての地方公共団体の取組を支援します。

国立公園を始め、各地の自然公園において、専門家やNPO等の協力を得つつ、陸上、海中、雪上など様々な場面における自然観察会の開催や清掃登山の実施等（平成13年度全国の自然保護事務所の主催行事数は約330件、参加者数は約2万人。）幅広い自然とのふれあいの機会の提供を行います。

また、みどりの週間（4月23日～4月29日）や自然に親しむ運動期間（7月21日～8月20日）全国・自然歩道を歩こう月間（10月1日～10月31日）等において全国的に自然とのふれあいを提唱し、国民の自然とのふれあいへの関心を高めるとともに、自然公園を始め、里地里山など身近な自然や都市の貴重な自然が残された国民公園など、様々なフィールドにおいて、各地域の自然特性や立地条件を活かした自然観察会の開催や、自然体験活動プログラムの提供を行う（平成13年度環境省の呼び掛けに応じ地方公共団体が主催した行事を含め、行事数、参加者数はそれぞれ、みどりの週間は約650件、約2百万人、自然に親しむ運動期間は約3千件、約85万人、全国・自然歩道を歩こう月間は約350件、約10万人）ほか、学校における自然体験学習の実施等により、国民が自然とふれあう機会を幅広く提供します。

イ 自然とのふれあいの場の確保

過剰な利用によって植生が破壊されるなど、自然が衰退してしまい、持続的に自然とのふれあいを行うことが困難となってしまう場所においては、植生の復元を行ってその回復を待つために自然とのふれあいを控えたり、都市部等で失われた自然環境を再生・修復して身近な自然に恵まれていない都市住民のための身近な自然とのふれあいの場の確保に努める必要があります。

自然とのふれあいを求める自然公園の利用者の過剰利用により、高山植生が踏み荒らされるなど、公園内の脆弱な自然生態系が破壊されている現状にも対応する必要があることから、自然公園法を改正し、利用者の制限を行える制度を導入します。

都市地域など身近な自然が衰退し、自然とのふれあいが困難となっている地域においては、地域の住民がその暮らしの中で自然の恵みや四季の変化が感じられるような環境づくりが重要であり、自然と共生する地域づくりを進めることが必要です。このため、環境省では、地方自治体が里山、都市、学校等において行う多様な生物の生息空間（ビオトープ）の整備、管理、ネットワーク化の事業に対して、その費用の一部を補助する自然共生型地域整備推進事業により、身近な自然環境の回復・創出を支援します。（平成13年度実績13地域）

また、近年、自然公園の草原景観を維持するための火入れ、刈り払いや里地里山の雑木林を維持するための下草刈り等、優れた自然景観や身近な自然環境を保全するための活動に積極的に参加しようとする意識が国民の間に広がりつつあります。このような活動や、今後、各地で進められる自然再生事業における植生復元等の保全活動への国民の参加は、自然の維持、再生という自然環境保全のための具体的な行動であり、より質の高い自然とのふれあいを実践する機会としてもとらえられ、積極的に国民の参加を求めていくことが重要です。

ウ 自然とのふれあいの場の整備

国立・国定公園には、年間6.8億人といわれる公園利用者が訪れています。

このような人々を始め、自然とのふれあいを求めて、国立・国定公園等のすぐれた自然を有する地域や身近な自然環境が残る地域を訪れた人が、自然に学び、自然を体験することができるよう、自然公園等事業が行われています。

この事業は、自然学習の推進、利用の快適性の向上、植生の復元等をねらいとして実施してきました。自然公園法施行令に位置づけられた37種の公園事業施設のうち、歩道、駐車場、公衆便所、野営場等17種の施設を主たる対象としています。

国立公園・国定公園における整備は、自然公園法に基づく公園事業の執行の一環として位置付けられ、整備の役割分担については、国（環境省）は国立公園を整備、都道府県は国定公園を整備するとともに国の同意を得て国立公園の整備に参加、市町村は国の同意を得て国立公園の整備に、また、都道府県の同意を得て国定公園の整備に参加するという原則にあり、環境省としては、国立公園の主要な利用拠点（自然公園法第23条に基づく集団施設地区）を中心に自ら整備（直轄事業）を進めるとともに、地方公共団体が実施する整備を補助事業という形で支援しています。また、国立・国定公園外の整備については、国民公園の整備、国設鳥獣保護区の整備を直轄事業として進めているほか、国立・国定公園等のすぐれた自然や史跡などを結び、長距離にわたる歩道を整備する事業（長距離自然歩道整備事業）、里山等の地域の多様な自然環境を保全、活用し、地域における自然とのふれあいの場を整備する事業（ふるさと自然ネットワーク整備事業）を補助事業として実施しています。

自然公園等事業は、公共事業としての位置付けがなされた平成6年前後より事業費が伸びてきました（平成6年度89億4千2百万円、平成13年度170億2百万円 国費）。また、直轄事業は114億2千5百万円、補助事業は55億7千7百万円（平成13年度国費）となっています。

(ア) 自然公園等事業の現状

自然公園等施設の整備の現状

事業費の順調な伸展を背景として、近年、施設の改善が進んでいます。具体的には、平成3年度から開始した公衆トイレの再整備については、早急に再整備を要するものとした1,010カ所に対し、800カ所の整備を終了、ビジターセンターについても老朽化した直轄施設の一掃に概ね目途がたつなど、ここ10年ほどで老朽化した施設の再整備は大幅に進捗しました。

また、長距離自然歩道については、平成12年度までに2万kmを整備してきました。このように、気軽なウォーキングの場の整備も進み、全国で延べ39百万人の方に利用されています。

こうした整備に加え、環境についての学習を総合的、効果的に行うための整備、あるいは環境問題の普及啓発の機能を重視し、地球環境への配慮などを組み込んだ整備を国立・国定公園の内外において進めています。

一方で、気象条件が厳しい山岳部等では、中高年を中心とした登山者の集中に対して、歩道、公衆トイレなどの整備が十分に行われず、結果として、登山道周辺の植生荒廃、し尿による環境悪化などの状況が見られます。

また、集団施設地区は、宿泊施設、休憩施設等の整備を行う民間事業者と連携して整備を進めてきていますが、多数の公園利用者を受け入れる一方、近年、利用者数が減少し、地区全体が衰退傾向にあるところがあります。こうした地区は地域の観光の拠点であり、利用施設やソフトの集積がなされていることから、今後ともその機能を発揮していくための改善が望まれます。

自然環境についての学習をテーマに即して行うための歩道、滞在しながら自然の中で親しみやすく質の高い体験をするための中核的エリアの整備など、自然環境についての学習を効果的に進めるために、必要な場の整備を進めています。

個別の施設について言えば、キャンプ場については、近年、特に、車両乗り入れ可能なタイプのテントサイトの整備を、幅広い利用者に自然とふれあう機会を提供する観点から進めてきました。

また、ビジターセンターについては、地域の自然、文化などについて学習するための中心的施設としての位置付けの下、地域一帯の自然、歴史、文化などを標本、模型、写真、図表等を用いた展示や解説活動を行う場として整備されてきています。

近年は、マルチスライド、ハイビジョン、マルチビジョン等様々な映像設備の導入が進んでいますが、こうした設備の導入にあたっては、利用者に伝えたい地域の自然や歴史の内容を十分に検討した上で、最も効果的なタイプのものを採り入れることが重要です。また、施設周辺の自然環境の状況を常時見ることが出来るモニターなど、情報技術を活用した施設が採り入れられてきていますが、今後、自然学習の拠点としての機能強化を図るため、インターネット自然研究所の提供する情報の映像設備への表示などについても導入が望まれます。

自然公園事業における整備手法と投資の現状

近年は、早期に事業効果を発現させるべく、一定の地域に数年間に集中的、計画的に整備するタイプの事業の展開を図ってきました。

具体的には、公共事業化されて以降平成13年度までに、自然公園核心地域総合整備事業7地域、自然公園利用拠点新活性化事業1地域、ふれあい自然塾整備事業3地域、利用集中特定山岳地域登山歩道17地域において事業を採択し、こうした総合的、集中的な事業に事業費（国費）の3割（平成7～13年度）を投入しています。

このように、総合的、集中的な整備計画に基づいた整備を進めてきていますが、こうした事業の対象となっているのは、国立・国定公園の利用拠点（集団施設地区）216地区のうち16地区と未だ少数にとどまっています。

また、こうした手法以外にも、事業箇所重点化を進めた結果、平成9年度に272カ所であった事業箇所は、平成13年度には239カ所に減少しています。

1事業あたりの事業費の規模は9千万円（平成13年度 事業費ベース）と比較的小さく、事業の進捗ペースについては、補助事業が平成10年度の153億7千6百万円をピークに平成13年度は120億9千6百万円と減少した結果、鈍化する傾向にあるの

に対し、直轄事業については、平成10年度の40億5千9百万円が、平成13年度に93億8千9百万円と高くなっており、国立公園の整備に比重がおかれています。

他方、国立公園、国定公園の地元には、自然保護上の規制を受け入れる一方で、国立・国定公園の整備に地域振興上の効果を期待する声が強くありますが、国立公園・国定公園を行政区域内に有する1,164市町村のうち、平成13年度に整備が行われている市町村数は、207市町村、平成12年度については197市町村にとどまり、こうした要請に対して応えきれてはいません。

近年、一部の施設に対して、生態系や自然景観に適合しないといった批判があります。自然の容量内での整備が、結局は地域の持続的な振興にもつながるとの視点で、計画、技術、手順について一層の配慮が求められます。

(イ) 自然公園等事業の課題と今後の基本的方向

以上、概観してきたように、国立・国定公園等の施設の整備は、公衆便所、ビジターセンター等の再整備、老朽化した施設の改善を中心に一定の成果をみる一方、未だ十分とはいえ、様々な課題が残されています。

これらの課題への対応として、総合的な事業計画の樹立を重視しつつ、以下の観点から行う事業に重点をおいて進めます。

利用者の集中等に伴う自然環境の悪化への対応

中高年層を中心とした登山利用の増大に対応し、自然環境の悪化の予防、自然環境・景観の復元・改善を図るため、丹沢山、剣山など利用者が集中する山岳地において、登山道、公衆便所などの整備を進めます。

自然公園の利用拠点等の活性化

衰退傾向にある利用拠点がみられる状況にかんがみ、また、地域の振興という視点に配慮し、那須・塩原地域を始め、再整備の条件の整った地域において、利用拠点を中心に、個人・グループ行動に対応した動線設定、滞在型の利用の促進に向けた魅力ある景観の形成などを進めます。

環境問題に対する普及啓発

地球環境問題の普及啓発の場としてソーラーパネル等を取り入れたビジターセンター、キャンプ場施設等の整備を引き続き進めます。

自然環境の再生

各省との連携の下、釧路湿原などで大規模な自然環境の再生を行う事業に着手するとともに、里山、湿地の再生にも取り組みます。また、国立・国定公園内の小規模な植生復元等を行う事業を充実します。

少子高齢化、情報化といった社会の大きな趨勢や、自然とのふれあいに対する質的な充実を求める社会的要請を踏まえた整備を行う際にも、生物多様性の保全と持続可能な利用という視点を考慮して、自然とのふれあいの場の整備内容、施設の内容について適切に対応していくことが必要です。

具体的には、あらゆる人にやさしいユニバーサルデザインの導入について、建物への対応は順次進める一方、良好な自然景観のなかに設けられる歩道については自

然環境への影響と必要性を勘案しつつ実施し、また、ビジターセンターにおいて情報技術を活用して、リアルタイム情報の充実を進めます。キャンプ場については、依然として車両乗り入れ可能なテントサイトへの志向が見られますが、自然環境への影響が少ないことはもとより、キャンプを通じた自然への関心と理解の進化の増進、さらには広く環境保全の普及啓発の機会の提供への寄与といった観点からの検討を行ったうえで整備を進めます。

他方、整備に際して自然景観や生態系への配慮の徹底を図るために、歩道の路面整備等について、周辺の状況、利用者層などを踏まえた必要性をこれまで以上に慎重に検討するとともに、特に、高山植物群落、湿原など脆弱な自然環境、貴重な自然景観を通過する歩道等の整備については、地域の自然環境に詳しい専門家、NPOなどの意見を聴き、必要な自然環境保全対策を講じるようにします。

また、こうした整備を適切に進めていくために、歩道を始めとした施設の計画、設計等についての技術指針の充実を進めます。

以上のような課題に対応するために、都道府県、市町村等との連携、協力の下、事業量の確保を図り、事業の進捗ペースを可能な限り早めます。

一方、事業の必要性、効果等に対する説明責任が求められていること、公共事業関係予算が全体として縮減の方向にあることを踏まえ、コスト縮減、事業の重点化などを今後も進めるとともに、費用対効果分析等の事業評価のシステムや手法の確立と的確な実施を進めます。

エ 自然とのふれあいに関する情報提供と連携

自然公園のビジターセンター等における自然情報の展示や自然解説指導者による自然解説などを通じた情報伝達、NPOの情報ネットワークやインターネット上の各種ホームページの活用と併せ、マスメディアの効果的な活用などにより、自然とのふれあいに関する情報を分かりやすく提供していきます。

また、平成13年7月より運用を開始した自然情報提供システム「インターネット自然研究所」を通じて、各地の国立公園等の最新の様子をライブ映像としてビジュアルに伝えたり、現地の自然保護官が発信した最新の国立公園の自然やイベントに関する情報や、全国各地の自然環境学習施設や自然観察会等のイベント情報をインターネット上で提供します。

これらの情報提供を効果的に実施するには、自然とのふれあい施策を推進する関係省庁を始めとした関連行政機関のみならず、教育機関、地域社会、NPO等が、自然とのふれあいのための情報を相互に共有する等により連携を図っていくことが必要です。

(2) 森林

森林の多面的機能の発揮に対する国民の関心や期待の高まりを背景に、野外教育や環境教育の場、健康づくりや生きがいの場、森林の整備活動への参加など、森林の保健・文化・教育的利用への要請は多様化しており、特に、体験活動を通じてよ

り積極的に森林と関わる形での森林利用への期待が高まる傾向にあります。

こうした要請に応え、森林と人との共生林を中心に、広く国民に開かれた森林を確保しその整備を進めるとともに、森林の保全、整備及び利用活動への国民の参画を促進していくことが必要であります。

このため、地域住民等の意向を踏まえた里山林等の整備を進めるとともに、教育、福祉、保健等の分野と連携しつつ、森林環境教育や健康づくり等の森林の利用を推進し、森林と人との豊かな関係の回復、創出を図ることとしています。

また、国有林野においては「レクリエーションの森」の整備等を通じて、森林とのふれあいなど国民の保健・休養・教育的利用を推進します。

(3) 海岸

海岸は豊かな自然を有しており、利用に対する国民のニーズも高いことから、海岸保全施設の整備にあたっては、緩傾斜堤や砂浜の整備を含む面的防護の推進、また植栽や遊歩道の設置に加え施設のバリアフリー化等周辺環境の整備を行うことにより、全ての国民が気軽に自然とふれあうことができる利用しやすい海岸づくりを推進しています。

具体例としては、砂浜の保全等侵食対策などを行う海岸事業と、飛砂・潮風等の被害を防止するための森林造成を行う林野庁所管の治山事業を一体的に実施することにより、白砂青松で代表される美しく自然豊かな利用しやすい海岸づくり（自然豊かな海と森の整備対策事業（白砂青松の創出））を進めています。

また、厚生労働省と連携し、健康増進・保養施設整備と一体となり、海岸事業においては砂浜の整備や緩傾斜堤の整備などを行い、海辺の自然を活用した健康増進のために幅広い層が利用しやすい海岸づくり（海と緑の健康地域づくり（健康海岸事業））を進めています。

(4) 港湾

港湾を含む沿岸域は、本来豊かな生態系を有し、人が海の豊かな自然と身近にふれあえ、手軽に憩いや癒しを感じることができる貴重な空間であり、その空間の確保への要請は非常に高くなっています。特に都市の沿岸部において、消失した干潟、藻場、海浜、さらに人口の集中や生活の高度化により悪化した内湾部の海域の水質を回復する必要があります。このため、干潟の再生・創造、海浜の回復、護岸の親水化、親水性を備えた緑地の整備や海域の水質改善への取組等の施策により、人が直接自然に親しんだり、海や港を展望できるような港づくりを進めるとともに、若年層に対し、貴重な自然を受け継ぐ主役であるとの意識が醸成されるよう、若者と自然とのふれあい機会の回復に資する取組を進めていきます。

(5) 河川

河川・水辺は、特に多様な生物の生息・生育する、自然とのふれあいにとって格好の空間であり、次のような数多くの施策を実施します。

ア 水辺プラザ

地域交流の拠点にふさわしい水辺空間として、堤防の緩傾斜化、親水護岸、水辺の広場整備等を行っています。自然豊かな川を基軸にした、流域の人々の交流ネットワークの拠点構築を目指しています。

イ 水辺の楽校

小学校に近い河川等が身近な遊び場、教育の場となるように河川管理者、地方公共団体、教育関係者、市民団体等から構成される推進協議会を設置し、地域が一体となって、体制及び水辺の整備を実施しています。具体的には、水辺に近づける河岸整備、遊歩道の整備、瀬や淵・せせらぎの創出などを行っており、環境教育の拠点としての機能を果たしています。

ウ 多自然型川づくり

必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、生物の良好な生息・生育環境を保全したり、できるだけ改変しないようにするとともに、改変する場合でも最低限の改変にとどめ、良好な自然環境の復元が可能となるような川づくりを行っています。

エ ふるさとの川整備事業

河川本来の自然環境や、周辺の自然的・歴史的・社会的環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、「まちの顔」となる良好な水辺空間の整備を行っています。

オ 河川空間のバリアフリー化

河川の近隣に病院や老人ホーム、福祉施設などが立地している地区や、高齢化の割合が著しく高い地域等において、水辺にアプローチしやすいスロープや手すり付きの階段、緩傾斜堤防の整備などバリアフリー化を実現し、高齢者、障害者、子ども等を含む全ての人々が安心して河川を訪れ、憩い楽しめる河川空間を創出しています。

カ マイタウンマイリバー

大都市等の中心市街地及びその周辺部の河川のうち、かつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、また周辺の市街地の状況等からみて、沿川における市街地の整備とあわせて事業を実施することが必要かつ効果的と考えられる河川について、水辺環境の向上に配慮した河川改修を行っています。

キ 市民・NPO等と連携した河川整備・管理の推進

河川は多様な生物を育み、地域固有の生態系を支える自然公物であるとともに、「地

域共有の公共財産」であり、河川管理者のみならず市民やNPO等と連携して河川の整備管理を推進しています。

ク 水と緑豊かな溪流空間の創出・整備（砂防環境整備事業）

すぐれた自然環境や社会的環境を持つ地域等の溪流において、自然環境との調和を図り、緑と水辺の空間を確保することによる生活環境の整備、または、景観・親水性の向上や生態系の回復等を図り、周辺の地域環境にふさわしい良好な溪流環境の再生を目的として、砂防環境整備事業等を推進しています。

ケ NPO等と連携した樹林帯の整備

土砂災害対策を実施するにあたり、NPO等と一体となって一般参加による植樹を実施しており、防災対策及び生物の良好な生息・生育環境の創出・再生に加え、自然環境とのふれあいの場の提供に寄与しています。

(6) 都市・農村

都市においては自然とのふれあいの場となる良好な自然環境が樹林地の開発などにより減少しています。都市における公園や緑地は、都市環境の改善、都市の防災空間、レクリエーション・コミュニティ活動の場、地域活性化の拠点など多様な機能を有していますが、野生生物の生育・生息場所となり、自然とのふれあいの場としても重要な役割を果たしています。良好な自然環境の保全・創出と自然とのふれあいの場の確保を図るため、都市公園の整備、緑地の保全など都市における緑化を積極的に推進していくことが重要です。

樹林地や水辺等の野生生物の生息生育地、野鳥観察所や自然生態園、体験学習施設などを総合的に整備する環境ふれあい公園などの都市公園事業、良好な緑地を緑地保全地区として都市計画決定し、保全上必要な土地の買入れや散策路や休憩所などの保全利用施設の整備を行う緑地保全事業、都市緑地保全法に基づき土地所有者と地方公共団体等との契約により良好な緑地の保全を推進しながら緑地の公開を行う市民緑地制度の活用などにより、自然とのふれあいの場の確保が図られています。

また、都市住民を中心とした国民の間に、生活にゆとりや、やすらぎを求める傾向が強まっている中で、農村地域の豊かな自然や美しい景観を活用した、都市と農村の交流の気運が高まっています。

都市と農村の交流は、都市住民の農業・農村に対する理解を深めるとともに、農村地域の活性化に寄与することから、グリーン・ツーリズムの推進や市民農園整備等の都市農村交流促進のための施策を講じているところです。

また、「谷津田」については、水田、周辺の水路、ため池等から構成される豊かな自然空間を形成し、多様な生物が生息・生育している空間（ビオトープ）となっています。都市近郊に点在する「谷津田」とその周辺の地域を都市住民の自然とのふれあい空間として活用するための整備を推進します。

さらに、棚田地域・中山間地域等を対象とし、地域外住民の活力導入等による共

同活動の活性化、棚田等の保全活動に必要な交流施設の設備等を推進します。